

議案第 42 号

平成 26 年度 新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 26 年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

新居浜市長 石川 勝 行

第1表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
1 工業用地造成事業費	1 工業用地造成事業費	工業用地造成事業（観音原地区）	294,000